

# のん・すもーかー通信

2008・4・25発行

非喫煙者を守る会

## 1. 禁煙週間のポスターができました。

昨年の禁煙週間実行委員会が実施した禁煙ポスター懸賞募集で、一般の部の最優秀に輝いた、札幌市北区在住の遠藤真也さん（77歳）の作品がポスターになりました。

ほのぼのとした表情を浮かべる人達が、煙草を吸う人を横目に禁煙を話題にしている。「三人寄ると禁煙ばなし」というキャッチコピーが、もはや禁煙が特別なことではなく、当然の時代になったことをよく表しています。1枚同封しますので、禁煙週間のPRにお役立て下さるようお願いいたします。平成20年禁煙ポスター懸賞募集要項も同封しました。締切りが迫っておりますので、お早めにご応募下さい。

入選者のお名前は、当会のホームページ  
(<http://homepage1.nifty.com/nonsmoker/>)  
でご覧いただくことができます。



2008年度禁煙週間ポスター

## 2. 分煙要求で不当解雇

職場における受動喫煙被害を訴え会社に分煙を要望したことで不当に解雇された北海道砂川市の男性が、勤務していた会社に対し、解雇無効確認と給与の支払いを求める訴訟を提起しました。この裁判は、当会が全面的にサポートしています。事案の概要は以下の通りです。

ー北海道新聞報道記事よりー

職場の分煙対策を要望したことで不当に解雇されたとして、砂川市の男性（34）が二十四日、勤務していた建設資材製造会社「道央建鉄」（滝川）を相手取り、解雇の無効確認と給与の支払いを求める訴えを札幌地裁岩見沢支部に起こした。NPO法人日本禁煙学会（東京）によると、職場での受動喫煙をめぐり非喫煙者側が解雇されるのは極めて珍しく、こうした解雇処分 of 違法性を問う訴訟は、受動喫煙防止を盛り込んだ健康増進法の施行（2003年）後、全国で初めて。

訴状によると、男性は〇七年一月、道央建鉄に入社。当時、勤務していた同社

の事務所では、従業員の半数以上が自席で喫煙していた。男性は入社直後から頭痛や吐き気、不整脈などの症状に悩まされ、同五月には「急性受動喫煙症」と診断された。

男性は診断結果を上司に提出し、分煙対策を要望したが、会社側は「喫煙しないとうちの社員は仕事にならない」「たばこが苦手なら他の仕事を探した方がいい」などとして応じなかった。

男性の相談を受けた滝川労基署は同八月、同社の実態を調査し、同社は受動喫煙に関して改善を指導されたという。その直後、会社側は男性に退職か配置転換を受け入れるよう命じ、男性がどちらも拒否すると、「やむを得ない理由がある」として解雇された。

男性の代理人の黒木俊郎弁護士（札幌）は「解雇の実質的な理由は労基署への相談であり、解雇は労働基準法違反」とし、男性は「上司から『たばこを我慢できないのはおまえが悪い』などと煙たがられ、納得できなかった。泣き寝入りせずに戦いたい」と話す。

一方、道央建鉄の西田洋一社長は「私を含め社員の大半が喫煙者で、完全な分煙対策には費用もかかる。社会の流れに逆らっているのは承知しているが、男性と会社の双方のために解雇した。」としている。

公共スペースにおける禁煙化がすすみ、民間企業も分煙に積極的に取り組むようになった一方で、中小企業あるいは業界風土によっては全く分煙が浸透していない職場がまだまだ数多くあります。一昨年、当会会員の岡本さんが元の職場を相手取り、裁判所の調停で80万円の賠償金を勝ち取ったことは、職場の受動喫煙被害に悩む労働者にとって一筋の光となりました。しかし、職場の受動喫煙被害に悩まされながらも、会社に楯突くと職場で不利な扱いをされるのではと恐れて行動を起こせない方が大勢おられるのも事実です。今回の原告は、会社の理不尽な対応に立ち向かった結果解雇されましたが、裁判に訴えることで世論に大きな反響を呼びました。また、裁判所の仮処分決定により判決までの給料の支払いを受けることになりましたので、生活の心配をせずに法廷闘争を続けることが可能となりました。

新聞報道の影響で、当会にも同じような悩みを持つ方からのご相談が相次いでいます。この男性に勇気づけられて、実際に自分の会社に職場内禁煙の申し入れをした方もいます。当会は、今後とも積極的に支援していきます。

### 3. 北海道禁煙週間行事のお知らせ

2008年の禁煙週間（5月31日～6月6日）の行事が決定しました。（同封の実施要綱参照）

- ・「禁煙パネル展」

今年も守る会が中心となって札幌地下街オーロラコーナーで5月29日(木)～6月5日(木)に開催し、禁煙週間のPRやタバコの害を訴えるパネル展示などを行います。パネル展の展示作業は、5月29日(木)朝9時から開始しますので、お手伝いをして下さる方は、朝9時までにオーロラコーナーにお越し下さい。

- ・「禁煙パレード」

昨年は悪天候のため残念ながら中止となったパレードですが、今年は小雨でも実施する予定です。守る会の皆さんは奮ってご参加ください。

5月31日(土)大通公園3丁目広場に午後1時30分までに集合、禁煙風船、タスキ、幟、プラカード、横断幕などを用意してありますので、皆さんで手分けしてお持ちいただいてパレードします。パレードのルートは、昨年と同じく、駅前通りを南下して中島公園までです。午後1時30分頃出発し3時までに解散の予定です。

- ・「洞爺湖サミット開催記念受動喫煙防止道民大会」

禁煙パレード終了後には、「受動喫煙防止道民大会」が下記の要領で開催されますので、ぜひご参加ください。

日時：平成20年5月31日(土)午後3時30分～午後5時30分

場所：北海道医師会館 8階 会議室

主催：北海道医師会・北海道禁煙週間実行委員会

- ・「No-Tobacco展」

5月29日(木)～5月30日(金)道庁ロビーで開催し、禁煙ポスター懸賞優秀作品や世界の禁煙ポスターの展示、禁煙資料の配布を行います。

#### 4. 2008年WHO世界禁煙デーのスローガン

若者へのタバコの売込みをやめさせよう TOBACCO-FREE YOUTH

WHOが2008年世界禁煙デーのスローガンを発表しました。日本禁煙学会理事松崎道幸医師のホームページに掲載されている解説文を紹介します。

(<http://www.nosmoke55.jp/action/080531wntd.html>)

タバコは最大の予防可能な死亡原因の一つであるにもかかわらず、タバコ産

業は有害な製品により、世界中の多くの健康な若者を獲得しようとしている。ニコチンはとても依存性の高い物質であるため、こどもや若者が試しに吸っただけでも、簡単にやめることができず、死ぬまでタバコを離せない依存症の状態となる。喫煙開始の年齢が若いほど、常習喫煙者になりやすく、禁煙が難しい。これを防ぐために、国が実行できる最も有効な対策は、タバコ産業界がイベントや市民活動に金を出す後援(スポンサーシップ)活動を禁止し、タバコの販売促進活動を禁止し、タバコの宣伝広告を禁止することである。

## 5. たばこ問題トピックス

### ○日本禁煙学会北海道支部が発足しました

北海道内で禁煙指導やたばこの害の啓発に取り組む医師らが、今年3月にNPO法人日本禁煙学会(本部・東京)北海道支部を発足させました。喫煙率の高い北海道で独自の禁煙活動を展開する予定であり、同学会の地方支部設立は全国初とのこと。3月20日に開かれた設立総会では、支部長に札幌社会保険総合病院の秦温信院長が選出され、当面の活動として専門家を対象とした講習会と一般向けの講演会を定期的を開催することが決まりました。

### ○札幌圏のタクシーが全面禁煙になります

札幌交通圏(札幌、江別、石狩、北広島)の法人タクシー74社が加盟する札幌ハイヤー協会が、タクシーの全面禁煙を7月1日から実施することになりました。これは7月7日の北海道洞爺湖サミットに合わせたもので、道内では初めてのことです。

7月からはタクシーに全面禁煙のステッカーを張り、車内の灰皿を撤去し、どうしても喫煙したい乗客には携帯灰皿を貸し出し車外で吸ってもらうとのこと。

タクシーの全面禁煙は大分県から始まり、既に全国21都県で実施されています。東京では今年の1月から実施されており、札幌は東京に半年遅れてのスタートですが、非喫煙者にとって大変嬉しいニュースです。道内各地に広がるのが期待されます。

## 6. 会員の声

東京都世田谷区 高桑 幹雄 様

道内の全鉄道車両が禁煙になったことに感激しました。

(守る会より：高桑さんには、守る会創立時からご支援いただいて参りました。お陰様で、今では公共の場所の禁煙は当然のこととなり、喫煙者も急激に減少しています。「継続は力なり」ですね。)

札幌市 伊藤 千秋 様

百年河清を待つようなことでもあります。気長にやるしか名策はありませんね。待てば海路の日和ありです。

静岡県浜松市 上村 茂 様

飲食店の禁煙化、JR ホームの禁煙化、及び路上禁煙の法制化等が今後の課題です。(罰則付き)

静岡県島田市 桜井 祥代 様

岡本めぐみさんの調停闘争は、実を取る良い選択と思います。健増法 25 条も施行 5 年を迎えようとする時、公共空間を踏み込んで、一般飲食店内へ規制を広げて、快適に外食が楽しめるよう運動を前進させたいものです。

新潟県長岡市 大谷内 信一 様

禁煙ポスターいつもありがとうございます。当税理士事務所は、全面禁煙です。喫煙場所は当然設けてありません。

大分県大分市 橋本 勲 様

タクシー業界にての禁煙のこと、我が大分県に於いては 06 年より 99%各市町村にて実施を致しておりましたが、07 年 6 月 1 日より未加入の 2 市 1 町も加わりましての大分県内一円の禁煙の実施となりました。この実施は日本全国では県単位では初めての実施県であり、私たちは一応ホッとした気持ちにて、誠に喜ばしい快挙だと思われまます。

「非喫煙者を守る会」や黒木先生をはじめ皆々様のたゆまぬ苦勞に対して心から拍手を贈りたいものです。

世の中、人生 やれなかった—やらなかった さてどっちな・・・  
その時どう動く、今がここからと思います。・・・ご健闘を。

(守る会より：札幌のタクシーも、ようやく 7 月から禁煙になります。)

## 同封文書

- ・ 2008 年禁煙週間ポスター
- ・ 平成 20 年禁煙週間実施要綱
- ・ 平成 20 年禁煙ポスター懸賞募集要項
- ・ 振替用紙（寄付金用）
- ・ 禁煙パンフ、カード類

札幌市中央区大通西 10 丁目南大通ビル

黒木法律事務所内

非喫煙者を守る会

代表理事 黒木俊郎

電話 011-251-5863 ・ FAX011-251-3802

e-mail : GZT02452@nifty.com

ホームページ :

<http://homepage1.nifty.com/nonsmoker/>